

●診療報酬請求書の審査支払に係る事務費手数料

長崎県の令和7年度の事務費手数料は、

1. 国民健康保険分 診療報酬明細書1枚につき審査・支払分として

- | | |
|-------------|--------|
| ① 県内医療機関受診分 | 54円78銭 |
| ② 県外医療機関受診分 | 54円78銭 |

2. 後期高齢者医療制度分 診療報酬明細書1枚につき審査・支払分として

- | | |
|-------------|-----|
| ① 県内医療機関受診分 | 66円 |
| ② 県外医療機関受診分 | 66円 |

3. 被用者保険保険者分の単価については、ご相談のうえ、決めさせていただきます。